

## 令和元年度用高等学校教科書「改訂版 高等学校 社会と情報／社情 314」 訂正のお願い

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご指導いただいている教科書におきまして、下記の訂正を行いました。誠に恐れ入りますが、この訂正に関して、生徒の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、この訂正内容は、令和2年度供給の教科書では修正済みでございます。

教科用図書検定規則に基づき訂正をお知らせするとともに、ご迷惑をおかけいたしましたこと、書面をもちまして、深くお詫び申し上げます。

頁	行	原 文	訂正文
121	図 17	<p>復元されたデータに対応するアプリケーションで表示する。</p>  <p>復元された送信データ</p> <p>TCPに従って、順序番号の順に並べ、もとのデータに復元する。</p> 	<p>復元されたデータに対応するアプリケーションで表示する。</p>  <p>復元された送信データ</p> <p>TCPに従って、順序番号の順に並べ、もとのデータに復元する。</p> 

## 記述の更新等に関するお知らせ

下記の3点につきまして、文部科学省に記述の更新・変更の申請を行い承認されましたので、令和2年度供給の教科書より、記述を更新・変更いたします。

- ①著作権法が改定されたことを受けまして、記述を更新しました。
- ②日本工業規格の名称が日本産業規格に変更されたことを受けまして、記述を更新しました。
- ③オンラインマーク制度が廃止されたことを受けまして、「信頼性を示すマークの例」を別のマークに変更しました。

頁	行	原 文	訂正文
33	図 13	 <p>◆図 13 信頼性を示すマークの例</p> <p>適正な取引を行っている事業者に、公益社団法人日本通信販売協会(JADMA, ジャドマ)が発行しているマーク。</p>	 <p>◆図 13 信頼性を示すマークの例</p> <p>公益社団法人日本通信販売協会(JADMA, ジャドマ)の審査を通り正会員となった事業者が、通信販売の広告媒体に使用できるマーク。</p>

(裏面に続きます)

頁	行	原 文	訂正文																
54	7	日本では、著作権は著作者の死後 50 年、 <sup>①</sup>	日本では、著作権は著作者の死後 70 年、 <sup>①</sup>																
54	側注 ①	①共同著作物の場合は最後に死亡した著作者の死後 50 年、法人の場合は公表後 50 年、映画の場合は特別に公表後 70 年など、著作権法で細かく定められている。	①共同著作物の場合は最後に死亡した著作者の死後 70 年、法人の場合は公表後 70 年、映画の場合は公表後 70 年など、著作権法で細かく定められている。																
68	Note	10 の何乗かを表す接頭語は国際単位系(SI、エスアイ)で定められており、日本工業規格(JIS、ジス)や日本の計量法でも採用されている。	10 の何乗かを表す接頭語は国際単位系(SI、エスアイ)で定められており、日本産業規格(JIS、ジス)や日本の計量法でも採用されている。																
70	10	文字コードの一例として、 <b>日本工業規格(JIS)</b> <small>Japanese Industrial Standards</small>	文字コードの一例として、 <b>日本産業規格(JIS)</b> <small>Japanese Industrial Standards</small>																
141	側注 ③	③アクセシビリティのために配慮すべき条件などは日本工業規格 JIS X8341「高齢者・障害者	③アクセシビリティのために配慮すべき条件などは日本産業規格 JIS X8341「高齢者・障害者																
181	3 (左段)	著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 50 年間である。しかし、以下のような例外が	著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 70 年間である。しかし、以下のような例外が																
181	表 (左段)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物</td> <td>公表後 50 年(死後 50 年経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 50 年(死後 50 年経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物</td> <td>公表後 70 年(死後 70 年経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードの発行が行われたときから 70 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 70 年(死後 70 年経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから 70 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年
種類	保護期間																		
無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 50 年(死後 50 年経過が明らかであれば、その時点まで)																		
映画の著作物	公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																		
著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年																		
種類	保護期間																		
無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 70 年(死後 70 年経過が明らかであれば、その時点まで)																		
映画の著作物	公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																		
著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから 70 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年																		
181	表 (右段)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)</th> <th>プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。</th> </tr> </thead> </table>	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)</th> <th>プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製することができます。</th> </tr> </thead> </table>	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製することができます。												
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。																		
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製することができます。																		
182	46 (左段)	2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。)五十年を経過するまでの間、存続する。	2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。)七十年を経過するまでの間、存続する。																
184	22 (右段)	JIS ..... 70 Japanese Industrial Standards [日本工業規格。日本の工業標準化の促進を目的として定められる国家标准規格。]	JIS ..... 70 Japanese Industrial Standards [日本産業規格。日本の鉱工業品やデータ・サービスなどの標準化の促進を目的として定められる国家标准規格。]																
189	39 (左段)	日本工業規格..... 70 同 JIS	日本産業規格..... 70 同 JIS																